

平成22年 1月15日
大臣官房政策課

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第17回） 議事概要（確定版）

1. 日 時：平成22年1月7日（木）13:00～15:10
2. 場 所：農林水産省第2特別会議室
3. 出席者：鈴木部会長、荒蒔委員、合瀬委員、岡本委員、玉沖委員、深川委員、藤岡委員、松本委員、三村委員、茂木委員、森野委員

【戸別所得補償制度及び米の需給調整について】

○舟山政務官ご挨拶及び概要説明

- ・ 昨年末にやっと骨格が決まった戸別所得補償制度の基本的な考え方について説明させていただく。
- ・ 我が国農業については、価格の低迷などにより、収益性が大きく悪化している。こういう中で、所得が激減し、農業後継者がいない、高齢化が進んでいる、農業者そのものが減少しているという非常に厳しい状況にあり、生産量も減少し、食料自給率が41%と、主要先進国の中で最も低い状況になっている。
- ・ 農業の減退に伴い、農村も疲弊しているという状況にある。農業の役割は、食料を作るという役割以外にも、景観保持や水質浄化、CO2固定など多面的機能があるが、農業の疲弊に伴って、そういう役割も疲弊し、農村の疲弊にもつながっていく。
- ・ 農業は食料生産という役割だけではなく、農村社会の形成に大きく関わっており、これらを総合的に考えて、施策を作っていく必要がある中で、戸別所得補償制度は、恒常的に生産費が販売価格を上回っている状況、つまり、赤字で農産物を生産している状況を解消することにより、農業の再生産を促し、食料自給率の向上を図るとともに、生産のみならず、多面的機能をもって農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が、自信と誇りをもって、将来に向けて明るい展望をもって暮らしていけるような、そういった環境を作り上げることを目的としている。
- ・ 自給率向上のため、今足りないものを増やし、水田を有効に活用していく必要があるが、今回の戸別所得補償制度モデル対策は、二本立ての政策になっている。一つは自給率向上に資する麦、大豆、米粉用米、飼料用米等、主食用米以外の転作作物について、米と同じくらいの所得が確保できるような助成体系をつくることによって、しっかりと生産を強化し、またシンプルで分かりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す対策。もう一つは、恒常的に赤字に陥っている中で、供給過剰になってしまう米において、需給調整に参加する農家に補填を行うことによって、生産を一定数量に抑えつつ、余った水田を有効利用していくという二本立ての政策を考えているところ。
- ・ 税収が落ち込み、非常に厳しい予算編成の中で、この米のモデル事業については、総額5,618億円、当初の要求に対して満額の予算が確保できたという状況。このモデル対策の実施により、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策について、米以外の生産を振興することによって米を抑えるといったやり方から、米そのものに助成をすることによって、米の需給調整をメリット措置によって実効性を持たせていこうという、作らないことを支援する農業から、作ることを支援す

る農業へと前向きで新しい転換をしていきたいと思っている。

- ・ 来年度はモデル事業ということで、水田農業についてのみ実施するが、23年度の本格実施に向けて、モデル事業の結果を検証しつつ、よりよい政策をしっかりと立案していきたい。

○森野委員

- ・ 昨年政府がデフレ宣言をするなど、日本経済がデフレ傾向の中で、米のモデル事業の仕組みを作るときにデフレをどのように織り込んだのか。モデル事業の検証については是非やって頂きたい。

○山口参事官

- ・ モデル事業の所得補てん水準は、参考資料にあるように、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額を10aあたりに換算したもの。農家にとって標準的な生産に要する費用である経営費の全額と家族労働費の8割を賄うもの。

○針原総括審議官

- ・ デフレの中で今後米価が下がっていくことを危惧されているのではないかと思うが、説明にあったように、経営費+家族労働費の8割を岩盤として、固定的なコスト割れ部分を全国一律で補てんした上で、その年の米価低下分も補てんする考え。これにより、需給が締まり過剰作付が解消されると思うが、仮に米価が下がっても経営費が補てんされ経営計画が成り立つし、更にコストダウンするほど、高く売るほど、所得が増える効果を狙っている。

○高橋総合食料局長

- ・ 米の価格は生産調整の中で人為的な価格形成が行われていることはご承知のとおり。今回の制度により手法は変わっても、政策的な価格の影響は引き続き残ると思う。ただし、最終消費者の価格がどうなるかは様々な原材料価格の織り込みがあることから、デフレの影響を分離することは難しいと考える。

○古口委員（大浦参事官代読）

- ・ 戸別所得補償制度の導入に当たって、典型的な中山間地域である茂木町の課題を整理すると以下のとおりである。
- ・ 農家のイメージでは補償額が少ない。10a当り15,000円をもとに、実際に農家が受け取れる補償額を算出すると、中山間地域の50aの農地（田）をもつ中規模（平均）農家でさえも、3万円止まりである。平場地域との所得格差を埋めるうえで、中山間地域においては飯米控除分を減らさなくても良いのではないか。
- ・ 不作付地の解消を図る改善計画の簡素化。所得補償を受けるにあたっての必須課題である生産調整における保全管理による達成農家についての不作付地の解消を図る改善計画提出については、転作が厳しい（作れる、売れる作物がない）条件下にある地域の実情に配慮して頂きたい。
- ・ 永年にわたる生産調整協力者に対する恩恵。新年度からの所得補償導入に当たり、過去数10年にわたって協力してきた農家とこれから所得補償を受けるためだけに協力する農家とでは、不公平感を招きやすい。もし、農家個人間で補償額の差が設けられない場合、永年にわたって転作達成に協力してきた市町村に対して、農地保全と水田

利活用の観点から独自の交付金（達成報奨金）制度を設けてみてはどうか。そうすることにより、市町村農政において転作達成に熱が入り、相乗効果も期待できる。

○平田委員（大浦参事官代読）

- ・ 若者が競って就農できる環境を醸成することが急務。農業者は経営者であり、食料保安としての食料を生産し、気象リスクを背負って経営するという重要な役割を担っており、サラリーマン以上の所得は必要。
- ・ 今回の戸別所得補償制度と、水田利活用自給率向上事業で、水田に関しては、条件の恵まれた地理的条件で営農する専業農家であれば、達成可能と思われる。今回の政策は大いに評価でき、とりわけ、手続きの簡素化は、生産者にとって特筆すべき朗報。しかし、中山間地域など、条件不利地域においては、特別な加算手当が当然必要で、中山間地域直接支払制度が手当でされているが、地域の活性化が主目的であり、所得とかならずしもリンクしていない。
- ・ 新規需要米の生産に関し、実需者との契約が要件となっているが、実需者及び消費者が少ない現状では、かなりの混乱が予想される。農水省としても、今後実需を増やすための啓蒙活動の展開と米粉利活用の支援を早急に充実すべき。さらに、経営安定を図るためには、野菜・花・果樹・畜産などの複合的経営が必要で、この面での支援も必要。
- ・ 米以外の作物の戸別所得補償制度の実施は、平成23年以降だが、いずれも担い手の高齢化と近年の価格低下、資材の高騰による将来不安から離農が相次いでいる。国による米同様の補償制度や継承できる担い手を確保するための研修制度の充実が急務。
- ・ 農業は当然ながら、一年前から準備が始まる。少なくとも半年前には詳細な計画が確立しないと計画した生産が難しい。今回の政策の具体的な説明を、生産者に早急に行い、滞りなく作業が進行し、所期の目的が達成され、この政策が大きな成果に結びつき自給率50%に一年でも早く達成されることを願う。

○茂木委員

- ・ 戸別所得補償制度について、22年度から実施される米のモデル事業は、我々がかねてより求めていた、生産調整に参加する生産者に対するメリットの充実であり、自給力向上事業とあわせ、水田農業の活性化と営農の安定が図られることを期待している。これらは、従来の政策に替わる新たな制度であり、現場で混乱の無いよう、国として責任を持って、速やかに、生産者に対する丁寧な説明と周知徹底をお願いしたい。今後、制度の本格実施にあたっては、3つの点について検討のうえ、政策理念や目標を明確にし、万全な対応をお願いしたい。
- ・ 第1には、「所得補償制度があれば貿易自由化しても良い」との論調に対して、「一定の国境措置は、どうしても必要である」との政府の明確な姿勢を示すべきということ。仮に関税ゼロで安い農産物が輸入されれば、価格の暴落で農家の収入は激減して、莫大な財政負担がかかるし、そもそも作る農家がいなくなって、自給率向上どころでなくなることは明らかである。
- ・ 第2には、今後の検討論点にも書いてあるが、所得補償制度の対象品目については、それぞれの品目の生産・流通・販売等の実情を踏まえるべきであるということ。たとえば、畜産・酪農、野菜・果樹について、生産数量目標の設定や、一律に所得補填を行うことが適切なのかどうか、また、現行の仕組みに比べて米のような仕組みを導入

することが生産者の経営安定に資するのかなど、ともかく全国の生産現場の声を十分に踏まえた検討を行う必要がある。

- ・ 第3点目は、現場では、高齢化や後継者不足が深刻となっており、将来の地域農業を支える多様な担い手の確保が、どうしても避けられない現実だということ。このため、政府として、地域の実情に応じた担い手づくりを徹底してすすめるため、担い手に対する支援の加算措置や、担い手の経営安定を図るセーフティネットの充実が必要である。
- ・ 米の需給調整について、需要に限度のある主食用米の計画生産は、今後とも必要不可欠であり、政府においても、米モデル事業で参加メリットを強化し、需給調整の達成をめざしていると受け止めている。本格実施にあたっては、国として、米の需給調整の目的を明確にした上で、国・行政が主体となって生産数量目標の設定、配分、確認、推進を行うことを法的に明確にして進めるべきである。JAでは、これまで職員総出で確認や事務をやってきたが、今後、JAグループとして、行政や関係機関との役割分担のもと、組合員の営農の安定と所得向上のために、水田協議会で役割を果たしてまいりたい。
- ・ 農水省は、豊作分を区分して処理する「集荷円滑化対策」を含め、過剰米対策を実施しないとしているが、豊作等で米が余れば価格が下がるのは当然であり、農家の収入減少に直結する。また、野菜と違い、売れ残った米は、翌年も在庫として残るため、米価下落が続くだけでなく、過剰米の分は、翌年の生産数量目標（配分）が減らされることになる。米モデル事業は、販売価格が下がった場合に一定の補償を行うため、過剰米については、売れた分が農家の利益になると説明されている。しかし実際には、豊作で売れ残った米を安値で処分した部分まで補てんする制度となっていないため、現場の農家にとっては、利益どころか大きな損である。したがって、国として過剰米を政府買入のうえ棚上げ備蓄するなど、過剰米対策と備蓄対策を確立するべきだと考える。

○松本委員

- ・ 担い手・構造政策が入っているのは評価している。今後ともこれらを織り込んだ農政の検討を進めていただきたい。
- ・ 戦略作物について、生産部分については腐心されているが、消費・加工部分については、民の世界ということで、気持ちが入っていないと感じる。生産と消費は政策としてはバランスよく配慮すべきでないか。米粉や飼料用米などはどこに持って行けばいいのか、という現場での声がある。流通体制や実需を政策的に支援すべき。
- ・ 讃岐平野ではかつてはかなりうどん向けの麦を作っていたが、今は外国産を利用。その大きな原因はコシヒカリを讃岐平野でも作るようになり、作期の関係で麦が作られなくなったことによる。自給率向上は、二毛作や単収向上が要だと思うが、地域において、これまでちぐはぐだった米と戦略作物と間の作付体系について検討すべき。

○合瀬委員

- ・ この制度は国民の関心が高いので、国民、一般にもわかりやすく説明してほしい。
- ・ 今回の戸別所得補償で、農家の所得が、規模別でどのくらい増えるのか、きちんと国民にわかるように説明すべき。
- ・ 5,600億円でどのくらい食料自給率があがるのか。国民の関心も高いところであり、

その目標値を示して欲しい。

○三村委員

- ・ 麦は加工を前提としているので需要が規定される。日本の麦は使いにくい、新しい品種改良が必要、という話がある中、麦の増産で自給率拡大に結びつくのか、検証が必要。
- ・ 経営という概念では、販売価格とコストがあり、コストをいかに下げていくか、というのが経営のあり方だと思う。慢性的に赤字であるのはわかるが、こうした方法論を持ち込むことにより、コストを下げる、生産性を上げるという方向性に水をさすのではないか。
- ・ 全国一律単価のため経営努力が所得増に繋がる、という話は実質上はそうなんだろうが、一般的な見方からすれば、補てんととの関係でコストが高い方が有利、コストを下げなくても、という認識が広がってしまうのではないか。これを構造改善につなげるには、きちんとしたインセンティブ・工夫が必要ではないか。現状を温存して縮小再生産にならないようにきちんとした方向性と仕組みがないと、ピンと来ない。疑問である。

○岡本委員

- ・ 今日の資料には消費者という言葉が入っておらず、消費者としてはとても寂しい。税金を払う人、食品を選択して食べる人は消費者である。
- ・ 消費者のメリットは何か。アンケートでは国産を選択すると言っている人でも、実際に買う時は違うことも多い。キャベツの価格を1円下げることにより将来国産が食べられなくなるくらいなら、1円高くても国産が良いと思う。分かりやすい説明が必要。
- ・ 消費者が考えて選べるようにできるシステム、「見える化」が必要。国産ポイントなど、買う人のお得感につなげることができれば、インセンティブにつながるのではないか。
- ・ 食育あるいは食農教育については、栄養面だけでなく、環境や生態系などの面、命が繋がっていくこと、生物多様性にもかかわることも含めて伝えることが重要。
- ・ 消費者にどう国産を買わせるかについてうまく波を作って行かないと流れになって動いていかない。20年前には環境という言葉は一般的ではなかった。しかし、今はみんなが環境に感心があり、ごみの分別やリサイクルペーパー使用などに取り組んでいる。そういうように農業ももっていけないか。特に今は農業に関心が高いのでうまく歯車にして乗せられないか。
- ・ 消費者・国民と向き合うパイプがないのではないか。消費者団体は意識の高い人なので、その人達だけと関わってもだめ。たとえば、農作物は価格の乱高下があるが、それを一定の範囲で抑えている農林水産省の施策などもあるので、そういうこと知ってもらおうような取組が必要。

○藤岡委員

- ・ 戦後農政の大転換と思っている。昨年は農地法の改正、今年が戸別所得補償制度である。事実上の選択制に変わった。今までのやり方をどのように検証したかは分からないが、戸別所得補償制度はマスコミも国民も注目している。戸別所得補償制度は岩

盤対策で下支えということで良い制度であるが、これのみがクローズアップされていることは疑問であり、これが全てではないと思う。むしろ、来年から5年間、その先5年間と目指すべき方向性について議論することが重要であると思うが、民主党政権になってそれが見えにくくなったのが残念。

- ・ 全ての農業者の所得を補償することでばらまきという批判があるが、これをやらないと打開することはできない。しかし2年、3年と所得補償されることにより経営努力のマインドが下がることが懸念される。今後の農業を担うのは、専業農家、一定規模の法人経営などの担い手と思うが、これをどう育成するかが重要と思う。
- ・ 新規需要米は、今後相当数の取組がなされると思う。しかし、今までも加工米があり、今回新規需要米ができた。他に主食用米、MA米などの様々なコメがあり、新しい制度ができると悪用する者が出てくる。新規需要米が適正に流通するかが課題。要綱・要領が作成されることとなると思うが、事故米のようなことにならないようにしてもらいたい。

○舟山政務官

- ・ 1万5千円の補償が低いという指摘について、生産費と販売価格の差をとって計算している。中山間地の棚田は高コストということだが、中山間地域等直接支払を条件不利地域対策として時限的にやっているが、恒久化しようか、あるいは本格実施の際の時の加算でやるか、それとも別枠の制度がいいのかという議論もしていきたい。
- ・ 本対策は、水田の不作付地をなくし、自給率を向上させ、無駄なく使っていこうというものであり、麦・大豆の生産は難しいということも把握している。できるだけ不作付地をなくしていくという思いをご理解いただきたい。麦・大豆を生産できなかった調整水田も、米粉など、新規需要米について、国をあげて民間の協力も得ながら需要を掘り起こしていき、米での転作で対応をお願いしたい。需要がない生産は有り得ない。飼料用米の市場評価がどうなっているのか、米粉は小麦粉にどのように代替できるのかも考える必要がある。また、米粉を使った新しい商品のPRなど需要の喚起を今以上にやる必要がある。
- ・ 生産調整の協力者の恩恵については、不公平感があつた。被害者であるとの意識もある。新しい制度では入口では達成不可能なペナルティはやめにして、農政の大転換ということを理解していただき、全く同じ配分ということには感情的にはなかなかならないと思うが、地域の中で、できるだけ皆さんに参加してもらう必要がある。達成保証金という話もあつたができるだけ皆さんに参加してもらいたい。
- ・ 茂木委員からは、新しい制度であるので、営農計画がギリギリということであつたが、政務3役を含めて現場に対してきちんと説明をしていきたい。
- ・ また、WTOの関係では、一言も戸別所得補償制度との関係を言ったことはない。国際交渉なので、どうなるかは分からない。1粒たりとも入れないといいながら、MA米を受け入れた経緯もある。自由化と戸別所得補償制度は別物である。守るべきは守るといふ姿勢でのぞみたい。輸出規制をしている輸出国があることから、むしろ、国内で生産する必要があり、一定の国境措置も必要である。我が国の関税率は先進国の中で非常に低水準である。より強固なスタンスで交渉に臨みたい。
- ・ 今後の戸別所得補償制度の対象品目については、品目ごとの詳細な検討が必要であるが、一律に同じ制度を当てはめるといった考えはない。経営を安定させ、再生産を確

保するという考えで、需給調整を目的に国が一定の責任をもって、検討していきたい。戸別所得補償制度における新体制については、JAとの協力も必要であるが、国、県、市町村がしっかりと需給調整をやっていくことが重要である。

- ・ 過剰米対策については、需給調整のために余ってから積み増すということではない。備蓄は不作対策のためであるが、今まで価格の調整弁として利用されてきた。今後の過剰米対策については、豊作になっても所得が保障される中、作付超過分についての販売分はまるまる所得になるので、きちんと販売することが重要である。100万トンの備蓄水準で本当によいのかしっかりと議論していきたい。棚上げ備蓄ということを民主党は提案している中で、今後制度を考えていきたい。
- ・ 麦については、品種改良がコメに偏りがちであったということもあるのではないかと。麦については、麺は国産で良いものがあるが、パンは良いものができていない。ラーメンに適した品種改良も進められている。技術開発と連携して使いやすい麦を作付けしていきたい。
- ・ 一般の人や消費者への説明については、「もの」をつくっているという以上の役割や、自分の消費行動がどのような波及効果をもたらすのかといったその後ろにある役割を理解してもらう必要がある。また、ご指摘のとおり、何故国産を買うのか、財政負担を伴うのかという点について、今後の資料に反映していくことを考えたい。
- ・ 環境、温暖化、生態系について、どう関係しているのか、という点については制度・政策をうまく進める必要がある。EUは農村を守るためにという理解を得ながら政策を進めている。
- ・ 1万5千円で農業所得はどうか、自給率はどうかの数值は直ちにらせるものではないと思うが、定量的にらせるものは出すつもりである。インプットしても数字がらせるものもあるが、税金を使う以上、どのような効果があるのかということを示していきたい。
- ・ 現状の温存になるということの指摘については、そういったことのないように進めたい。構造改革は専業農家の規模拡大でそれが望ましい形としていたが、構造改革は進まず、崩壊が起きている。環境や生態系という観点から、兼業農家、中山間地域の農家も大きな役割を果たしている。そのような中で加算制度についても検討していきたい。
- ・ 選択制という意見があったが、強制ではなく、理解をもってできるだけ多くの農業者に参加してもらうことが重要であると考えている。5人組のように地域にデメリットをもたらすようなやり方ではなく、自発的な選択の中で経営努力をやってもらいたい。
- ・ 新規需要米については、見た目が同じで横流しがあるのではないかとということであるが、改正食糧法及び米トレーサビリティ法ができていたので、制度の信頼が損なわれないように対応していきたいと考えている。

○山口参事官

- ・ 戸別所得補償制度の導入による所得向上の効果について、水田農業の平均規模である1.4haの農家を例に推計してみると、現状（制度適用なし）では、米を0.8ha作付け、残りは調整水田（不作付け）により生産調整を行っている場合、所得は-10万円。兼業収入や年金で補填している状況。制度を用いて、調整水田の代わりに新規需要米を

作付けると、所得は＋6万円となり、16万円の所得増、赤字解消となる。これだけでは暮らせないが、農業による赤字は解消する。

- ・ 自給率への影響としては、現在の麦・大豆等の転作関係の補助金により5%程度自給率を支える効果（補助金がなければ自給率が5%程度低下する）を果たしている。

○高橋総合食料局長

- ・ 過剰米を国が買い入れれば、生産調整不参加者にも米価の維持・向上の効果が及ぶ。これが生産現場の不公平感についての最大の問題であった。
- ・ 麦などの増産については、需要があることが基本。日本の限られた面積の中で自給率を上げるためには、現在100%を割っている耕地利用率を上げる必要があり、麦での二毛作が重要。さぬきの夢2000、ラー麦など新品種が開発されてきているが、外麦との品質や価格の差を埋めていくことが必要。
- ・ 新規需要米などの流用防止については、施行以前から食糧法や米トレーサビリティ法の徹底を行う。さらに10月から農林水産省の組織も変えて対応する。今回の制度導入によって問題が起こらないよう指導、巡検を行っていく。

○大澤食料安全保障課長

- ・ 自給率向上を具体的に肉付けするためには、戸別所得補償制度を基本に生産面、消費面からの取組が必要。次回以降の企画部会で、自給率向上に向けた取組について、環境面での効果なども含めてどのような課題があるか、資料をもとに説明したい。
- ・ 国産ポイントについて、昨日プレスリリースした実験事業が関係している。別途説明したい。

○佐々木農林水産技術会議事務局長

- ・ コシヒカリは、収穫時期の問題から麦との二毛作に適していないのは事実。このため、二毛作可能な食味の良い品種を開発中。成果も出てきている。

○舟山政務官

- ・ 戸別所得補償制度がクローズアップされているが、決してこれだけではない。一方、戸別所得補償制度を政権全体の政策の大きな柱と位置付けたことが、多くの国民に農業問題を考えるきっかけになったと思う。
- ・ 食の安全や高付加価値化にも取り組む。農業・農村はまだ多くの可能性を秘めており、6次産業化を進める。これらを含めて基本計画として提示したい。

○荒蒔委員

- ・ 新たな制度が大きな推進力となることを期待している。日本の中で食料・農業がどういう位置を占めており、今後どういう方向性に向かっていくのか、全体の構図の中で戸別所得補償制度が見えるようにすべき。
- ・ 22年度のやり方で大丈夫かという声もあると思うが、資料11頁に今後の展開方向も整理されているので、22年度の成果をきちんと評価して次のステップへと進めていくことが重要。簡単ではないが、実施しながらベクトルを良い方向に向けていくことが大切。
- ・ 国民の一人ひとりにアピールをし、みんなで進めていくという意識付けが必要ではないか。

○深川委員

- ・ 需給は市場によって調整されており、農産物も例外ではない。今の日本の全体を見回すと農業は重要であるが、食品加工に相当付加価値が移っている。これは仕方のないことである。
- ・ 今まで繰り返し起こってきたスキャンダルは、需給がゆがんでいて、制度的におかしいことを利用して儲けようとする者が出てくる。需給に逆らったことをやろうとすれば、コストがかかり、スキャンダルとなって跳ね返ってくることを真摯に受け止めないといけない。
- ・ 単なる弥縫策と当面策は根本的に違う。これまで失った15年に弥縫策を繰り返して、これをやっていけばなんとかなる、不良債権がなくなるということを繰り返してきた結果、膨大な財政赤字を蓄積して、結局今日に至っている。これを繰り返す余地はもうない。農政の大改革は中長期のスパンの中、変えられない条件を認めつつ、ベストな施策成果を得るべく検討すべき。
- ・ 戸別所得補償のモデル対策の論点の参考資料の中に、中長期のスパンの中でどうがんばっても日本だけでは変えられない状況がある。我が国は自由貿易のメリットを最大限に活用してきた。WTOに関してなるべく抵抗するとか、国民も国産品が重要だと思っているとか、WTOはしばらく動かないとかいう自分の都合のいい議論は国民にとって不幸である。最低こうなってしまうてもここだけは守れるということを示すべき。
- ・ 今回の資料のモデル対策に関する論点の中で、論点6でなぜサラリーマン農家へ所得補償をするのか、また論点2のなぜ余っている米に所得補償をするのかという項目がある。全体として一定の農業関税は下げざるを得ない。日本は農産物の関税率は高くはないが下げることが前提に議論せざるを得ない。若く、活力のある農家が支えていくというのはいいが、農業者は65歳以上がほとんどであり、人口シミュレーションを見ても、高齢化は進んでおり、数年後に大構造調整期が来る。若い人が多少農業に参入しても、大構造調整期を乗り切れるものではない。今やっている農政の大転換と数年後にやってくる大構造調整がどうつながっていくのかをはっきりさせないと、納税者は非常に不安を抱いている。それが政治主導の根幹に関わってくる。中長期スパンの中で農政転換をきちんと説明しないとついていけない。

○玉沖委員

- ・ 今回の戸別所得補償制度はシンプルでいい制度であるが、2点危惧することがある。水田利活用においてはフードチェーン全体という考え方で取り組むべき。現行では生産現場と食品加工現場、生産現場と消費のような2者間のコミュニケーションだけで進んでいくことになるのではないかと危惧しており、全体で取り組んでいく必要がある。今回は実需者との契約が前提になっており、余剰品が出ないという点ではいいが、生産現場の努力だけで超えていけるのかどうかは危惧される。市場が求める品種、質を食料関係者と議論しながら検討することが必要。食品業者が身近なところに求める質の原料がなく、外国産を使っているのが現状。まずはこれを解消することが必要ではないか。
- ・ コスト、価格については高いか安いではなく、適正価格かどうかを生産現場、加工現場、消費者の現場などフードチェーンの輪の中で考えることが重要。手間を掛けた分だけ高いのは当たり前。生産者も高く買ってもらいたいのであれば、高品質なも

のを作るべき。関係者間の相互の理解が深まれば良いと思っている。

- ・ 戸別所得補償制度は23年度に本格導入するとのことだが、もっとステップを設けて、段階的導入すべきではないか。モデル事業を実施して、半年後から本格導入の確立のための議論に進むのは、時間的に性急すぎないか。

○藤岡委員

- ・ 戸別所得補償は経営体単位の補償であるが、5,600億円かけてどのように人を育てていくのかがやはり重要。今後、農業人口が減少していく中で、この先10年誰が農業を担っていくのか。補償する対象がいなくなるのではないかと危惧している。事業仕分けで農業関係の人材を育成するソフト事業は廃止になったが、農業は人だけでなく、農地や様々なものに影響されていくが、自分は最後に農業を支えていくのはやはり人だと思っている。人が育って初めて農業が他の産業と遜色のない産業になっていくと思う。今後どう人を育てていくのか、期待している。

○茂木委員

- ・ 農業は子育てと一緒に育てていくべきもの。国・社会全体で支えていくべきもの。ヨーロッパの数値を出して比較されることが多いが、EUの農家の所得に占める農業補償の割合は高いところでは90%もある。日本は20%に達していないのが現状で、これでは農業を守っていけない。これくらい補償しないと日本の農業を守っていけないということを、啓蒙することが必要。

○合瀬委員

- ・ 先ほど、平均1.4haの経営で-10万円の所得が+6万円になるという説明があったが、この補てんされる16万円をどう考えるかが重要。農業だけで食べている人や育成すべき人にこれだけしか出さないで大丈夫か。一方、そうでない人にも16万円を出すことに効果があるのか。この施策でどのような効果があって、将来必要なものは何かを、モデル対策をやっていただいた上で、議論していただきたい。
- ・ 2,200億円で食料自給率5%のアップという説明があり、驚きの数字であるが、生産だけでなく需要がないと5%向上に結びつかないので、需要面でもしっかり対応していただきたい。

○松本委員

- ・ 本格実施に向けて頭に入れておいて欲しいのは、この制度は、強烈的な構造政策ではないかということ。日本は色々な地域性があるが、地域差のある中で、モデル事業として全国統一の単価を設定して、シンプルで不公平感のない助成をしていくということは、まさに強烈的な構造政策とも言える。このような点を考慮しつつ、別途の施策が必要になるのかどうか検討していただきたい。

○舟山政務官

- ・ 地域社会とのバランスを考えながら、制度を作っていくことが重要。方向性を示しながら、3月を目途に基本計画を作っていくことが重要。人口構成が大転換する中で、需給に合った低コストで良いものを作っていくことは大事であるが、その一方で、農業は生産だけでなく様々な多面的な役割を果たしており、地域社会の形成に重要な役割を果たしているもの。どうすれば農村を維持できるのか、産業政策と地域政策をどうバ

ランスさせていくのかをしっかりと議論していきたい。

- ・ 適正価格をどう形成させるのかは重要な課題。現在は、コスト割れして、本人の努力だけでは埋めがたいような状況。デフレで原価割れしている状況で、どのように価格を適正化していくのか、難しい課題であるが、色々な知恵をいただきながら検討していきたい。
- ・ 人を育てていく事業の効果を定量的な数字で出すことは簡単ではないが、数字を出せないようなものは事業仕分けでも厳しく判定されたところであり、無駄のない政策を行っていきたい。

○針原総括審議官

- ・ 先ほどの5%の自給率向上効果という説明は、今回の予算のうち2,200億円の麦、大豆等への支援によるもの。現在の1,800億円程度の予算の効果も含めたもの。逆に言えば、これを行わなければ、自給率は35%になってしまうということ。新しい部分での自給率向上は、0.5%程度。自給率50%を達成するために、国民にどのぐらいの負担がかかるかはまた別途お示ししたい。人の問題は、オリンピック選手を例えば5人育てるのに、始めから5人の子供だけを育てるのではないように、最初から専業で農業を始めることはできない。どの農家も兼業から始めて育っていくというのが自然であると個人的には信じている。

○鈴木部会長

- ・ 次回は、本日の議論にも出た担い手と食料自給率について、かかるコストと得られる効果を可能なかぎり数字で示しつつ、議論をするよう考えていただきたい。

(以 上)

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第17回）

議 事 次 第

日時：平成22年1月7日(木)13時00分～15時00分

場所：農林水産省 第2特別会議室

- 1 開会

- 2 戸別所得補償制度及び米の需給調整について
 - ・説明
 - ・意見交換

- 3 その他

- 4 閉会

【配布資料 一覧】

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 1 戸別所得補償制度及び米の需給調整について

参考資料 戸別所得補償制度全国説明会資料（省略）

資料 2 食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論の実施状況（省略）

資料 3 国民からの御意見・御要望について（省略）

省略した資料は農林水産省ホームページにてご覧いただけます。
(<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/17/index.html>)

食料・農業・農村政策審議会企画部会 委員名簿

あらまき こういちろう 荒 蒔 康一郎	キリンホールディングス株式会社相談役
おうせ ひろき 合 瀬 宏 毅	日本放送協会解説主幹
おかもと あきこ 岡 本 明 子	環境カウンセラー・主婦
こぐち たつや 古 口 達 也	栃木県 ^{もてぎ} 茂木町長
すずき のぶひろ 鈴 木 宣 弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授（部会長）
たまあき ひとみ 玉 沖 仁 美	株式会社リクルートじゃらんリサーチセンター客員研究員
ひらた かつあき 平 田 克 明	有限会社平田観光農園代表取締役会長
ふかがわ ゆきこ 深 川 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
ふじおか しげのり 藤 岡 茂 憲	有限会社藤岡農産代表取締役 社団法人日本農業法人協会 前副会長
まつもと ひろた 松 本 広 太	全国農業会議所専務理事
みむら ゆみこ 三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
もてき まもる 茂 木 守	全国農業協同組合中央会会長
もりの よしのり 森 野 美 徳	都市ジャーナリスト
よしかわ ひろし 吉 川 洋	東京大学大学院経済学研究科長

（五十音順、敬称略）

戸別所得補償制度及び米の需給調整について



平成22年1月

農林水産省

目 次

1 戸別所得補償制度

- (1) 我が国農業・農村が直面する現実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 水田利活用自給力向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 米戸別所得補償モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 戸別所得補償制度に関するモデル対策の実施体制・・・・・・・・・・・・ 10
- (6) 今後の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 米の需給調整

- (1) これまでの米の需給調整に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) 戸別所得補償制度における需給調整の基本的な考え方・・・・・・・・ 21
- (3) 今後の生産数量目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 戸別所得補償制度の下での需要に応じた生産の実現・・・・・・・・ 23

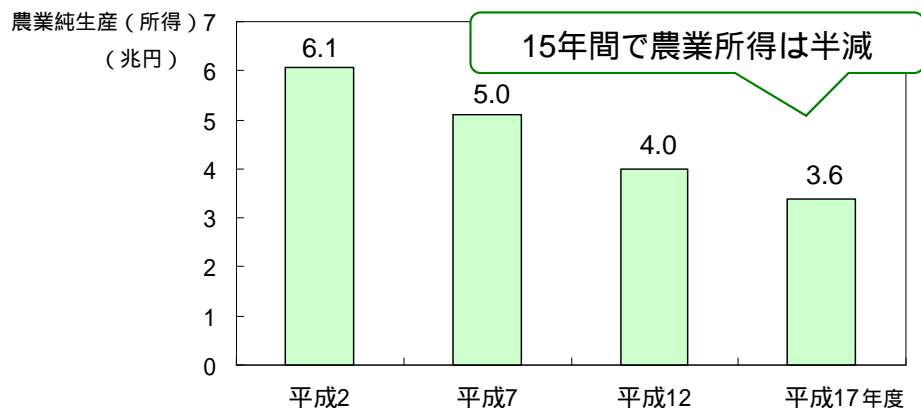
1 戸別所得補償制度



(1) 我が国農業・農村が直面する現実

我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務。

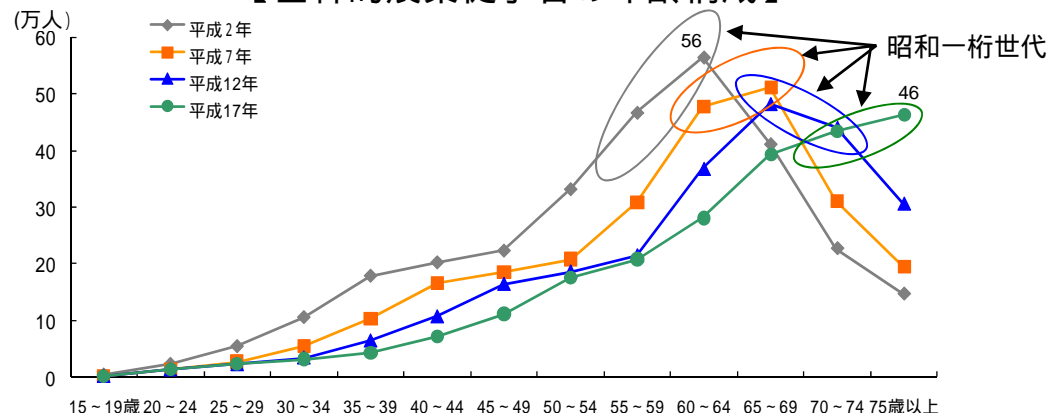
【農業所得の推移】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産 - 固定資本減耗（減価償却引当額 + 災害額） - 間接税 + 経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

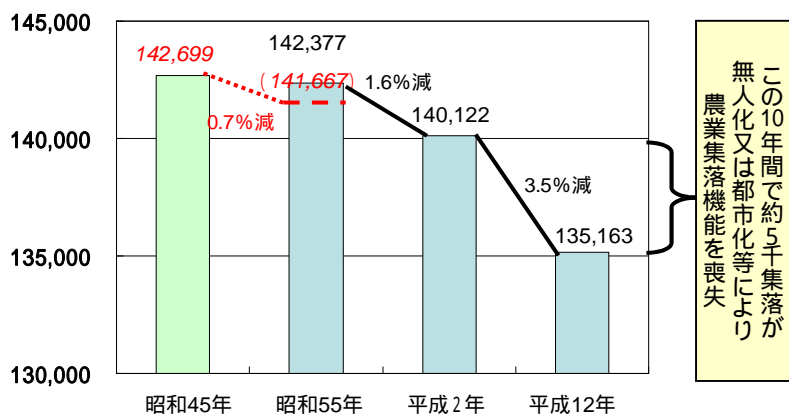
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

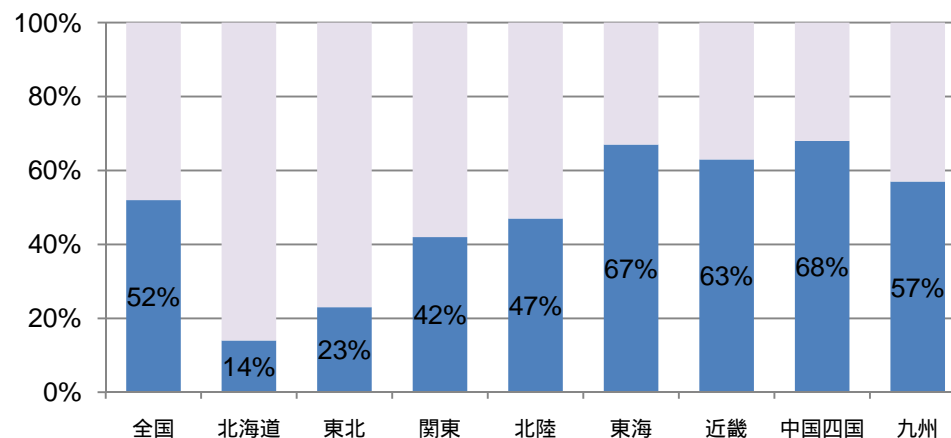
【農業集落数の推移】



注：昭和45、55年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサス」における農業集落調査を基に作成

【農業を主とする担い手のいない水田集落】

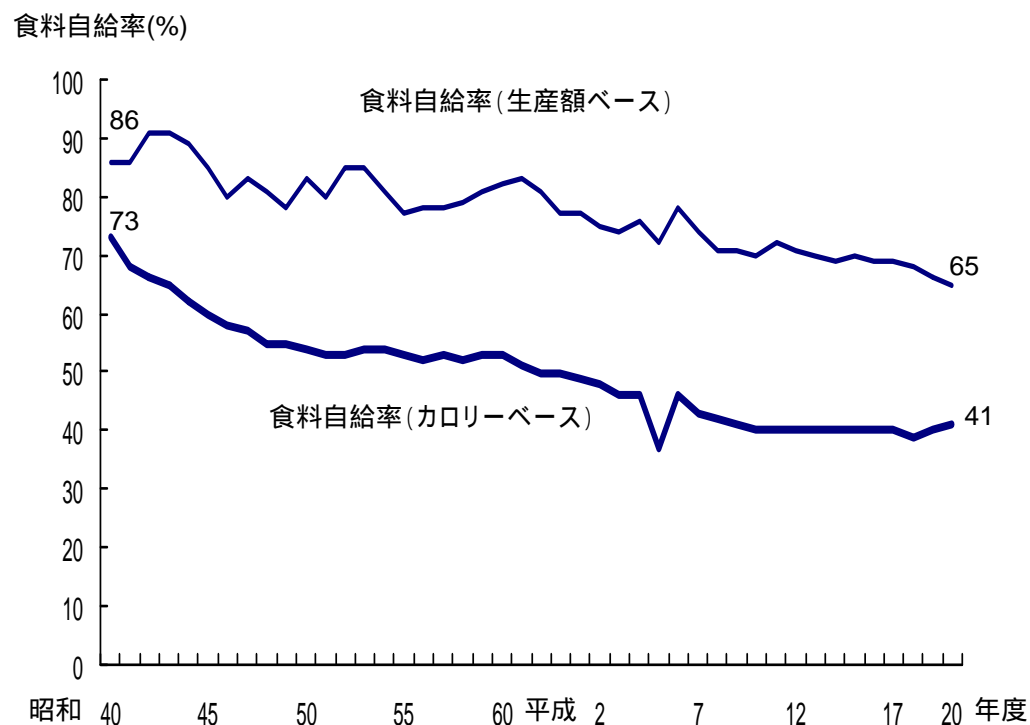


資料：農林水産省「2005年農林業センサス」（組替集計）

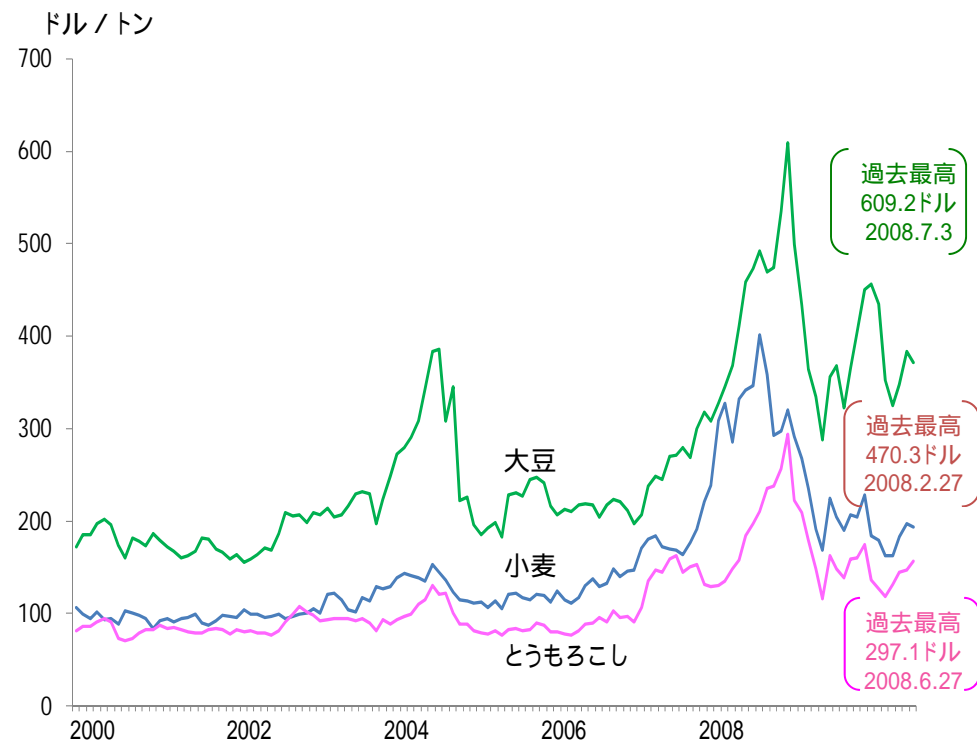
カロリーベースの食料自給率41%は、主要先進国の中で最低の水準。近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。

一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として、2008年には過去最高値を記録。現在は、最高値に比べ大幅に低下しているが、予断を許さない状況。

【昭和40年以降の食料自給率の推移】



【穀物等の国際価格の動向】

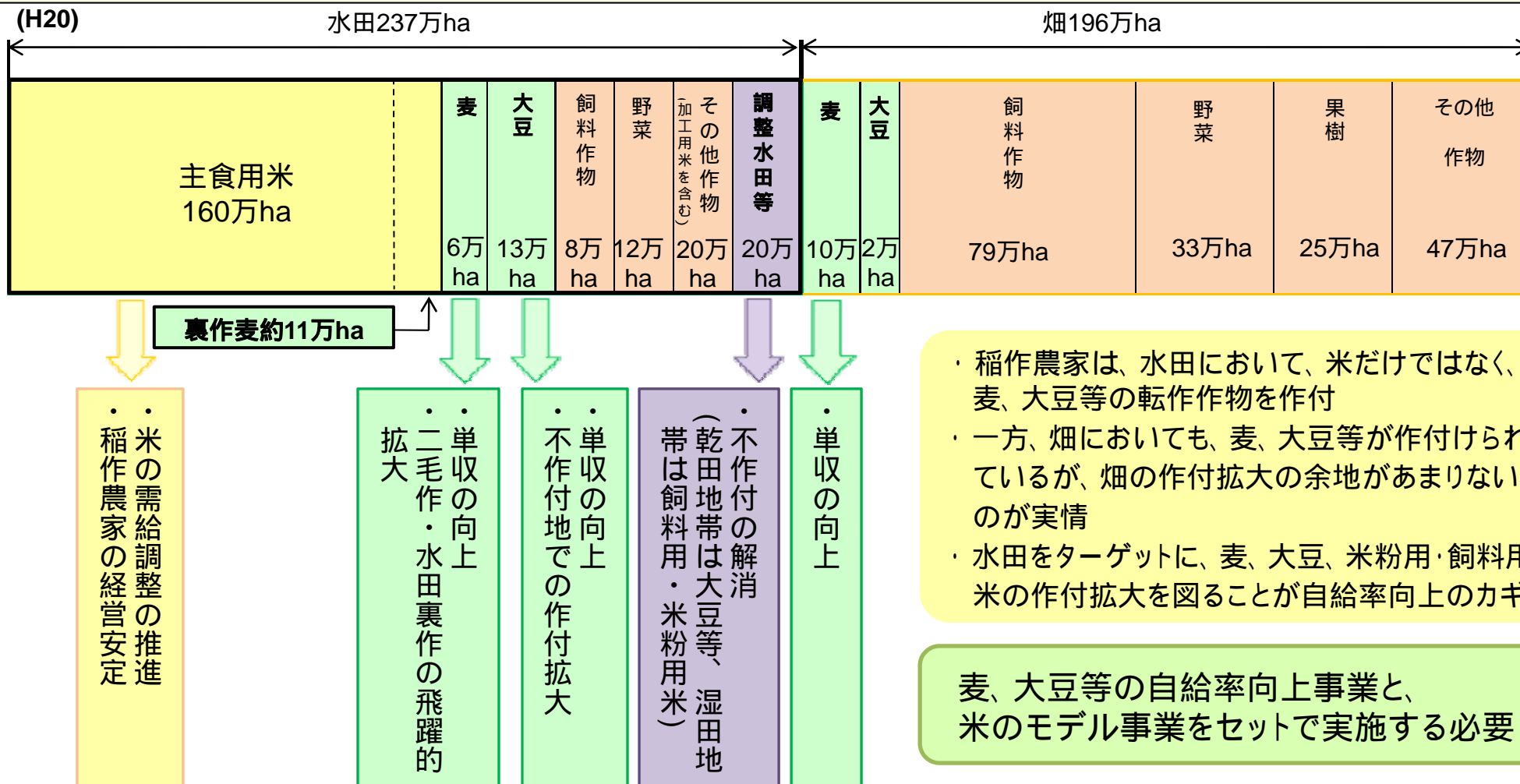


注: シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

(2) 戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい 食料自給率の向上

農地資源に限られる我が国において、食料自給率の向上を図るためには、需給調整を実施する水田を有効に活用することが不可欠。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における米粉用・飼料用米の作付拡大等に取り組む必要。

こうした課題に着実に取り組むには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業(自給率向上事業)」を実施するのと併せて、「米戸別所得補償モデル事業(米のモデル事業)」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支えながら、主食用米以外の作物の増産を促進していくことが必要。



米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっているにもかかわらず、これまでコスト割れを補う支援策がなかったことから、米のモデル事業により、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家を対象として、所得補償をモデル的に実施する。

我が国稲作農業の現状

- 近年の米価下落は、担い手層の経営費の削減ペースを上回っており、稲作の担い手層の所得は10年間で4割以上減少。稲作農家の経営継続が困難になりつつある。
- 担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5～10年後には担い手が急激に減少しかねず、その時になって対策を講じても手遅れとなるおそれ。

担い手層の所得の推移 (稲作3ha以上)

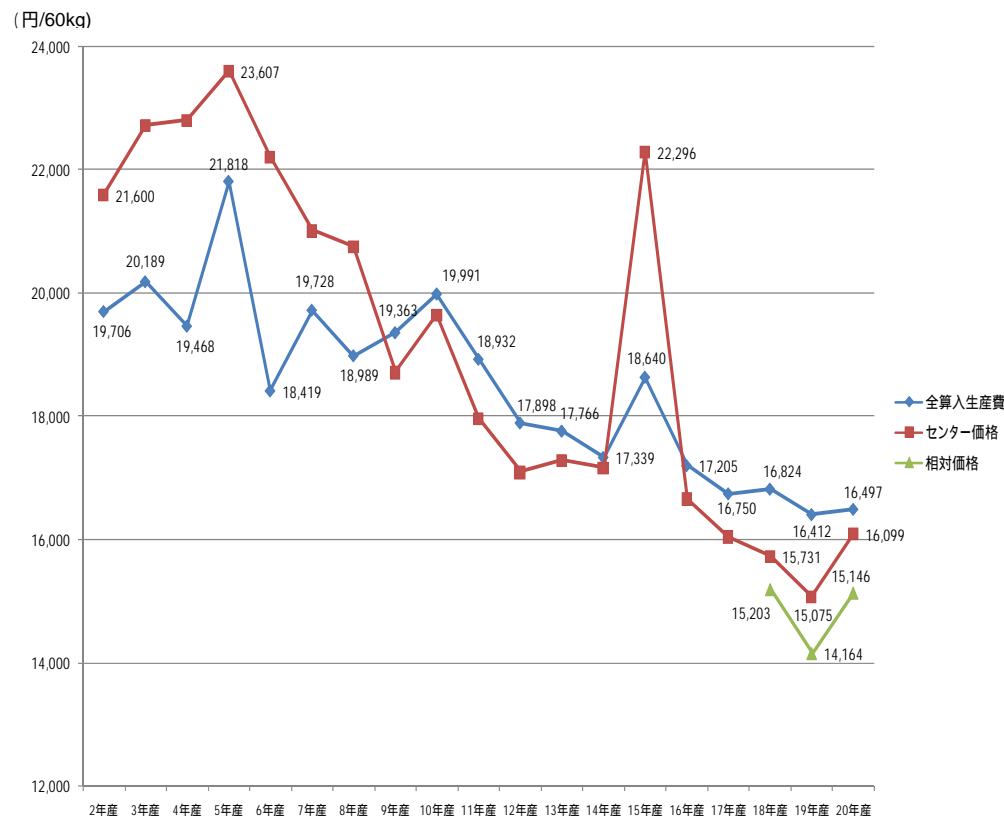
	平成9年	平成14年	平成19年	増減率 (%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	41.2%

資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米生産費統計」
注：米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1,000円と流通コスト2,000円を引いたもの。



米に対して一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保する必要

【米の販売価格と生産コストの推移】



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、
「米生産費統計」

注1：センター価格は、17年産までは銘柄ごと落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

注2：相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい 生産調整の見直し

生産調整達成者のみに麦、大豆等の助成金を交付し、麦、大豆等の生産規制を通じて米の生産調整を行うとともに、達成できない地域や農業者に様々な形でペナルティ的な扱いをするというこれまでの手法を大転換。

今後は、米の需給調整を米のモデル事業で支援。自給率向上事業では、米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田における麦、大豆等の生産を支援することで、生産調整非参加農家が段階的に需給調整に取り組むことを可能とする。

【米の需給が緩むとの不安について】

従来の対策

米の生産を抑制することを目的に、米の生産調整を麦、大豆等への支援の要件とすることで生産調整の実施を担保

水田において麦、大豆等の生産の支援を受けられるのは、米の生産調整に協力した農家だけ
生産調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを受ける状況



今回の対策

米の需給調整は、米のモデル事業で支援
米の需給調整の達成にかかわらず、麦、大豆等の生産を支援

米の需給調整と関係なく麦、大豆等の生産に対する支援を受けることが可能
これまで需給調整に参加してこなかった農家も、少ない面積から麦、大豆等の生産に取り組むことが可能
米のモデル事業の創設により、需給調整に参加した農家だけが大きなメリットを受けることとなり、不公平感が解消

米のモデル事業において、これまでの需給調整参加者はこれまでどおりの営農を行えば、これまでになかった米に対する交付金が交付される。

これまで需給調整に参加していなかった農家も強力なメリット措置を設けることで新たに参加するインセンティブが生まれる。

自給率向上事業について、米の生産数量目標の達成にかかわらず麦・大豆等の生産を支援することで、従来全く需給調整に参加していなかった農家が、段階的に麦、大豆等を作付けすることが期待できる。



米の生産は抑制的になり、需給の引き締め効果の発揮が期待できるため、米の需給が緩むことにならない。

(3) 水田利活用自給力向上事業

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦、大豆等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保しうる水準を交付。

従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組み。

現行の産地確立交付金と比べ、助成額が減少する地域協議会における影響を緩和するため、単価設定を弾力的に運用する等の激変緩和措置を講ずる。

【交付単価】

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定対策による助成(10a当たり)
麦	3.5万円	4.0万円
大豆	3.5万円	2.7万円
飼料作物	3.5万円	
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	8.0万円	
そば、なたね、加工用米	2.0万円	
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	1.0万円	
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円	

【交付対象者】

米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦、大豆等の生産を行う販売農家・集落営農

【単価設定】

- ・ 麦、大豆等の戦略作物については、主食用米並みの所得が得られる水準を全国一律単価で交付
- ・ 戦略作物以外のその他作物については、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定できる仕組み

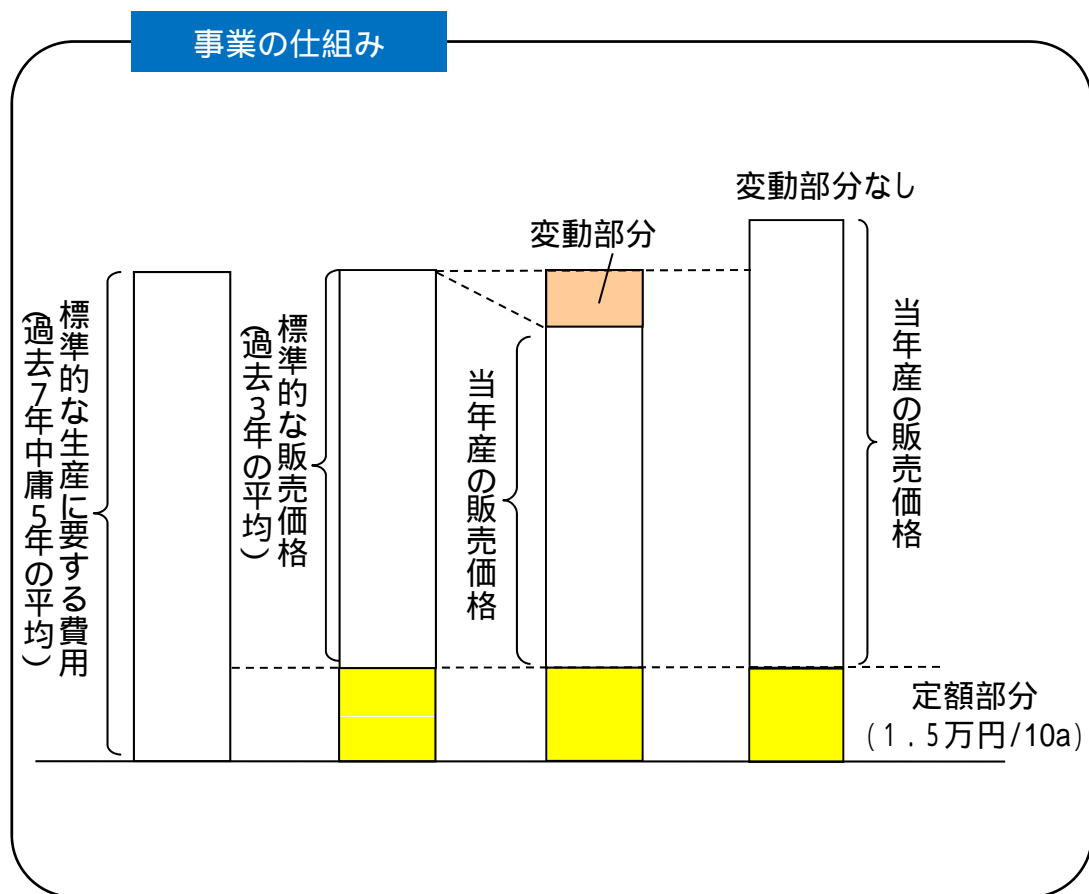
【激変緩和措置】

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

- 単価設定の弾力的運用等
- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果
激変緩和調整枠の設定
- ・ の取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

(4) 米戸別所得補償モデル事業

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付することにより、米の需給調整の実施を支援するとともに、意欲ある農家が農業を継続できる環境を整備。



【交付対象者】

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・
集落営農

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

【交付単価】

定額部分 1.5万円(10a当たり)

- 標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の平均)の差額を全国一律単価として面積に応じて交付
- 変動部分
- 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

- 生産数量目標に即した生産者に対するメリット措置
- 構造的な赤字に相当する額を交付するとともに、米価変動に対応して、一定の米価水準までの所得を補償
- 全国一律の単価とすることにより、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど、所得が増える仕組み

(6) 今後の展開方向

23年度から本格実施する農業の戸別所得補償制度の制度設計に当たっては、米のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等の論点について、引き続き検討を行う。

【農業の戸別所得補償制度の検討に当たっての論点】

(1) 対象品目

米のモデル事業においては、恒常的に販売価格が生産費を下回る状況にある米を対象品目としているが、本格実施に当たり、どのような品目が対象となるのか。

(2) 支援内容

モデル事業においては、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付することとしているが、対象品目を拡大すると、どのような考え方になるのか。

(3) 対象農業者

モデル事業においては、生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農としているが、本格実施に当たり、このような考え方を維持することとしてよいか。

(4) 支払方法

モデル事業においては、国から対象農業者に対して直接交付金を支払うこととしているが、本格実施においては工夫していくのか。

(5) 加算措置のあり方

モデル事業には位置付けられていない規模、品質、環境保全等の加算をどのように位置付けるのか。

(6) 実施時期

各品目ごとの作付けや支援の実態を踏まえ、どのように検討していくのか。

(参考)

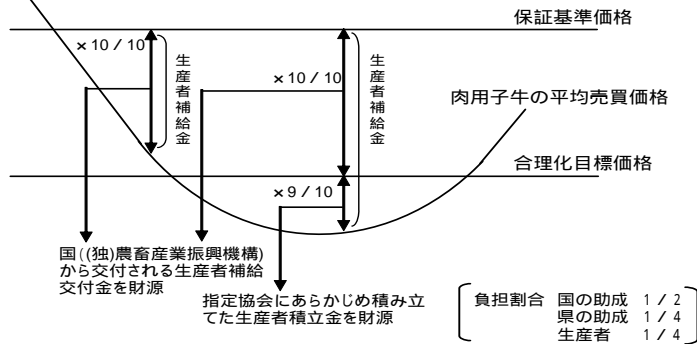
現行の経営安定対策の概要

現行の経営安定対策の概要 畜産

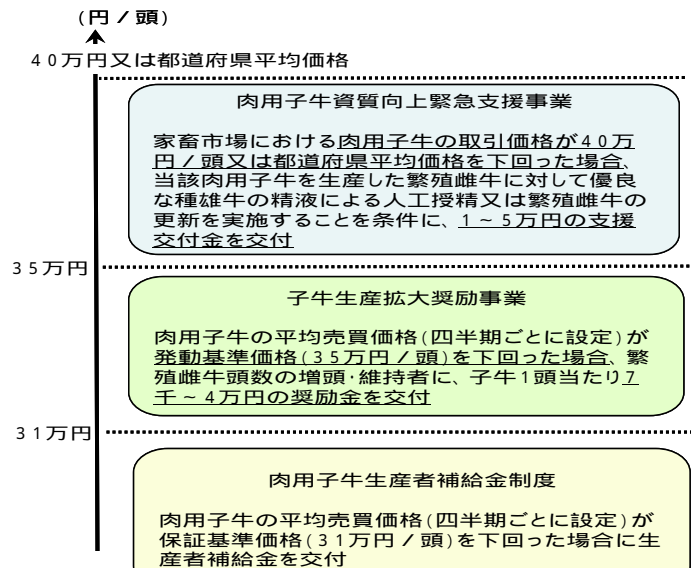
肉用子牛生産者補給金制度等

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を措置するとともに、本制度を補完する子牛生産拡大奨励事業と肉用子牛資質向上緊急支援事業を措置。

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



その他の肉用子牛対策の概要(黒毛和種の場合)

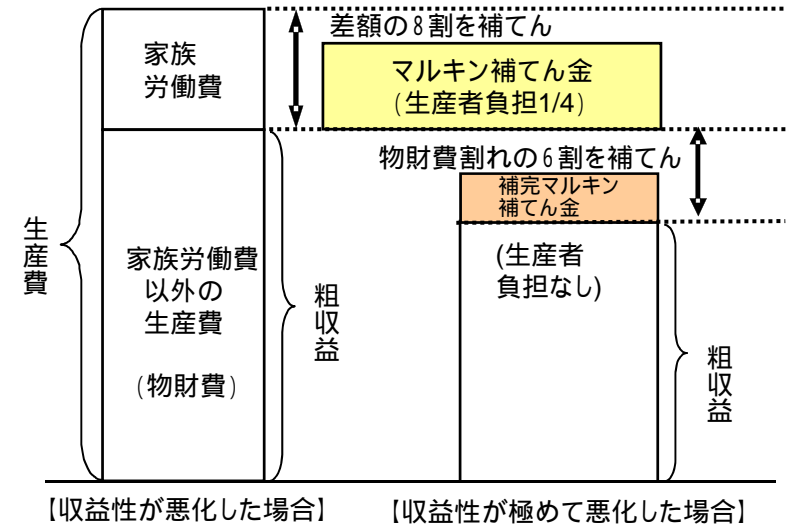


肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)

生産者の抛出と国の助成(1:3)により基金を造成し、収益性が悪化した場合に、家族労働費と推定所得の差額の8割を補てん。

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業(補完マルキン事業)

収益性が大幅に悪化し、物財費割れとなった場合に、物財費割れの6割を国のみが補てん。



マルキン事業の積立金について、生産者は、指定を受けた公益法人に積み立てることにより、当該積立金を課税上損金として取り扱う特例の適用を受けることができる。

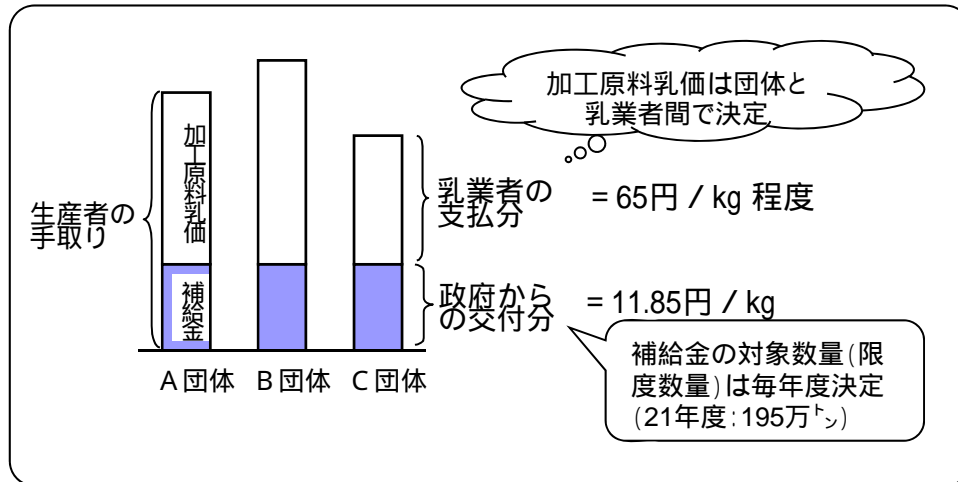
家畜共済事業

牛、馬及び種豚の死亡・廃用・疾病・傷害、牛の胎児及び肉豚の死亡があった場合、加入者に対して共済金を支払。

現行の経営安定対策の概要 畜産

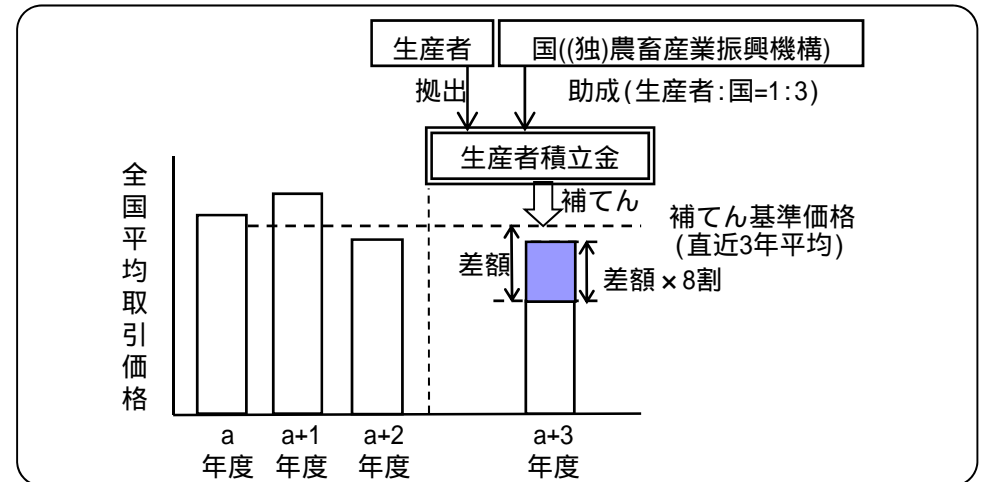
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



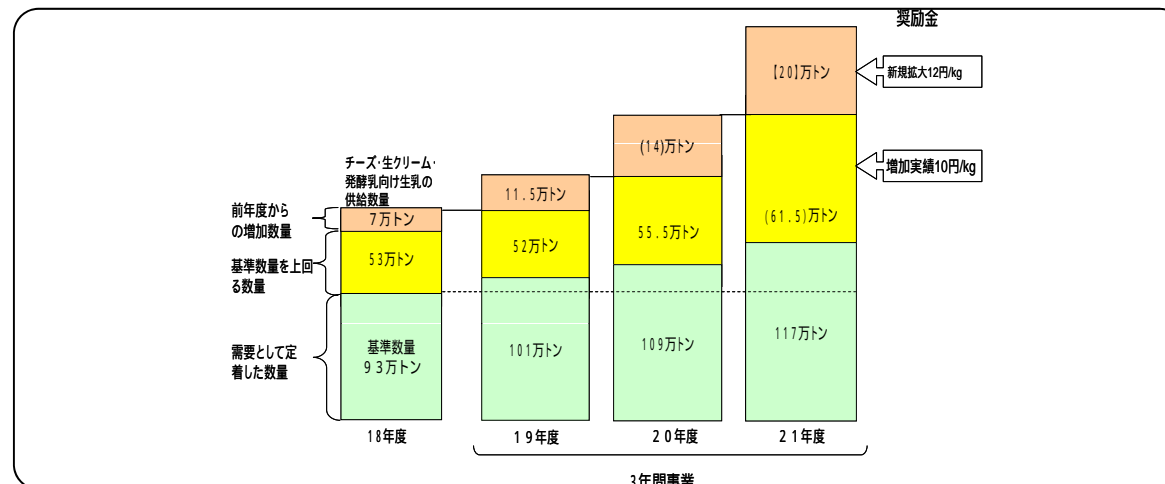
加工原料乳生産者経営安定対策

加工原料乳価が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補てん。



生乳需要構造改革事業

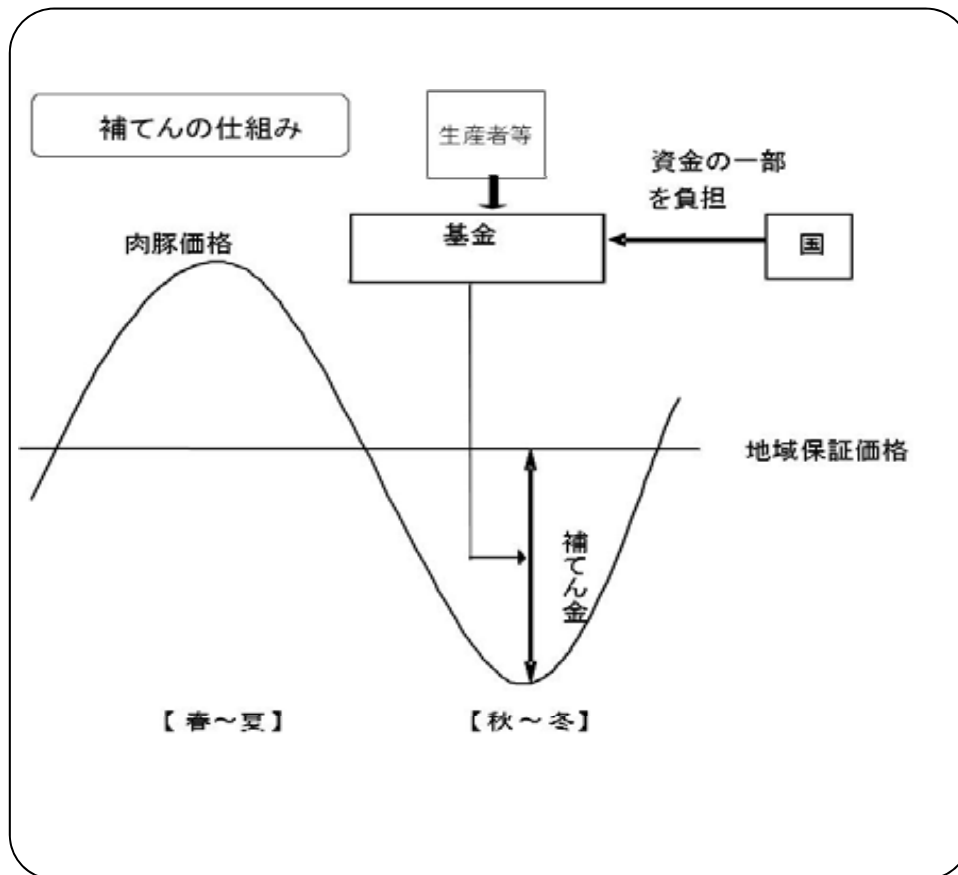
チーズ等向け生乳が基準となる数量を上回って供給された場合に奨励金を交付。



現行の経営安定対策の概要 畜産

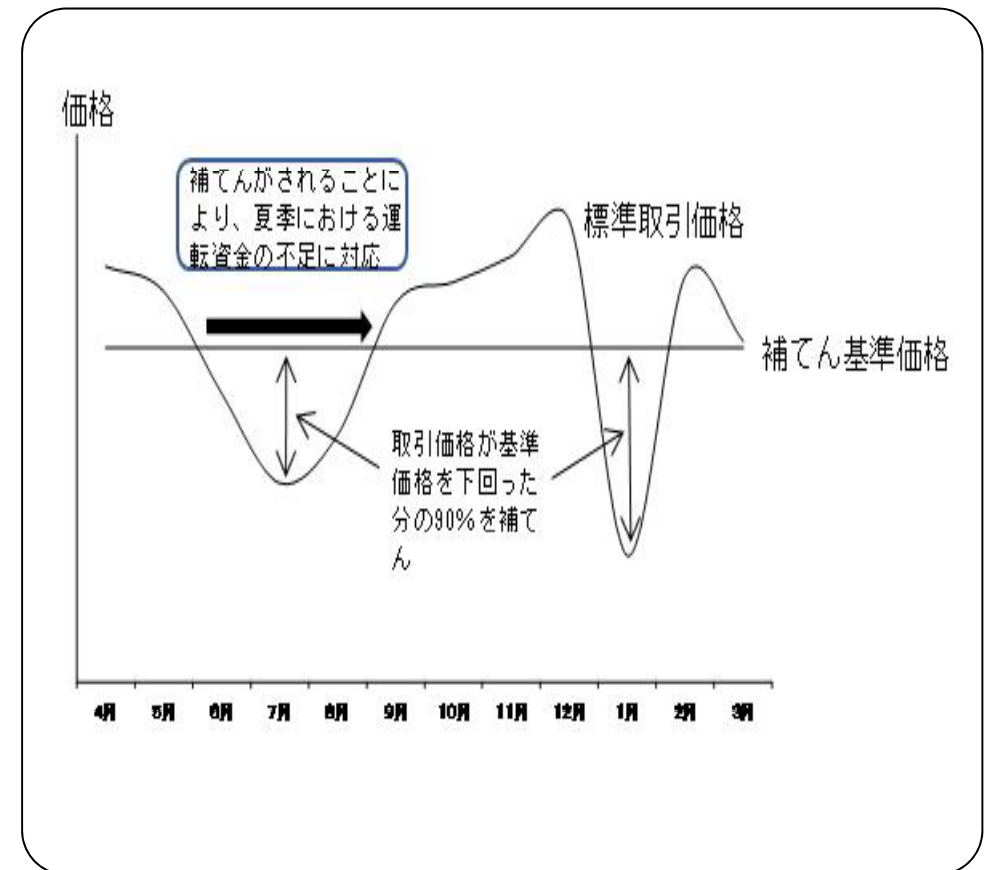
肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業

生産者の拠出と国の助成(3:1)により基金を造成し、生産コスト相当の地域保証価格と販売価格の差額を補てん。



鶏卵価格安定対策事業

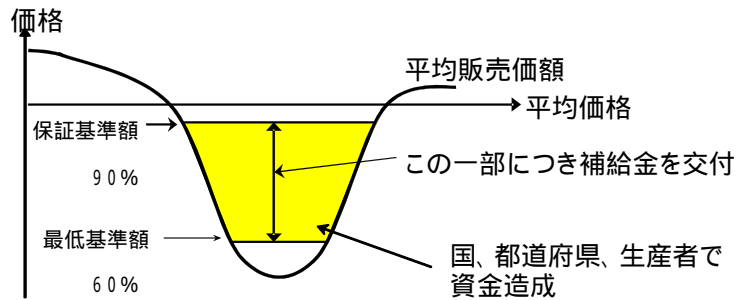
標準取引価格が補てん基準価格を下回った分の90%を補てん。



現行の経営安定対策の概要 野菜、果樹

野菜価格安定制度

野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、対象野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者に対し補給金（(保証基準額 - 平均販売額) × 70 ~ 90%）を交付



・対象野菜は、指定野菜(14品目)

〔キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう〕

・対象産地は、野菜生産出荷安定法に基づき、全国で964産地を野菜指定産地として指定(平成21年5月現在)。

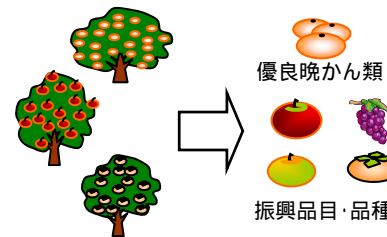
・負担割合は、原則、国60%：都道府県20%：生産者20%

その他指定野菜に準ずる野菜として特定野菜(34品目)を対象とした事業を実施。

果樹経営支援・果実需給安定対策

・担い手が、優良品目・品種への転換、小規模園地の整備等の取組を行った場合に、補助率定額又は1/2の支援
 ・うんしゅうみかん及びりんごについて、計画的な生産・出荷を推進するとともに、一時的な出荷集中時に生食用果実を加工原料用に仕向けた場合に、補給金を交付

果樹経営支援対策事業
 高品質果実の生産拡大を志向する担い手が行う品種や品目の転換、園地整備等を支援



<小規模園地整備等> 補助率: 1/2以内
 園内道の整備、傾斜の緩和、かん水施設の整備等

<改植等> 補助率: 定額又は1/2以内
 産地計画に位置づけられた振興品目・品種への転換(植え替え費用の助成)

<推進事業> 補助率: 1/2以内
 労働力調整システム構築、大苗育苗ほの設置、新技術導入支援等

果実需給安定対策事業

計画的な生産出荷

<果実計画生産推進事業> 補助率: 1/2
 摘果の推進指導、生産・出荷計画の策定・実施

出荷集中時対応

<緊急需給調整特別対策事業> 補助率: 定額
 一時的な出荷集中時に生食用果実を加工原料用に仕向ける措置の支援
 うんしゅうみかんとりんごを対象

畑作物共済事業

災害等によって畑作物の収穫量の減少があった場合、加入者に対して共済金を支払

果樹共済事業

災害等によって果実の収穫量の減少又は品質の低下による損害があった場合、加入者に対して共済金を支払。また、災害による収穫量の減少又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする方式も選択可能。

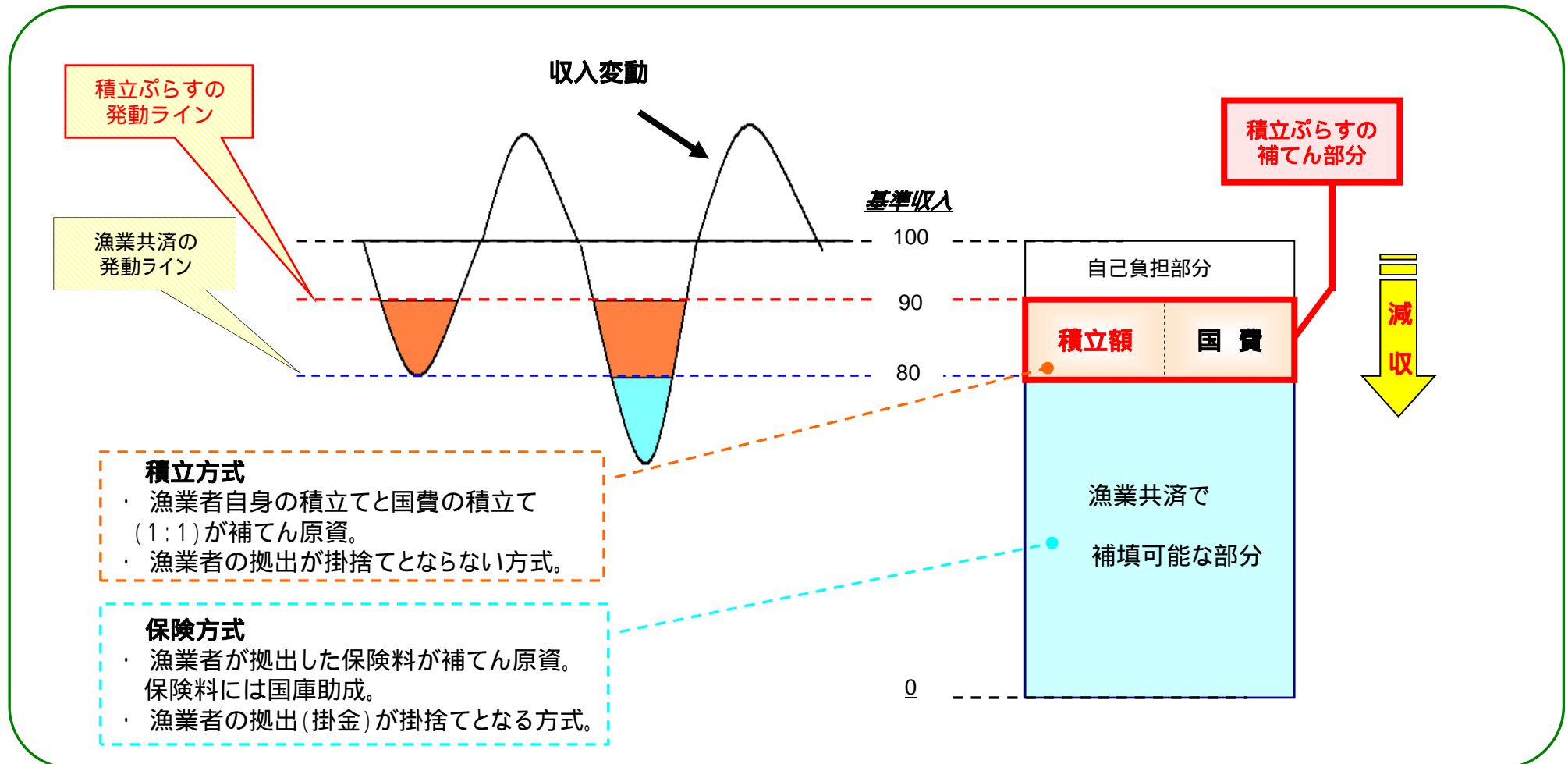
現行の経営安定対策の概要 水産

漁業共済

収入減(水揚量減少、価格変動、事故等)に対する損失を補てん
(原則として80%水準まで補てん)

漁業経営安定対策(積立ぶらす)

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するため、漁業共済に
上乘せする形で補てん(原則として90%水準まで補てん)



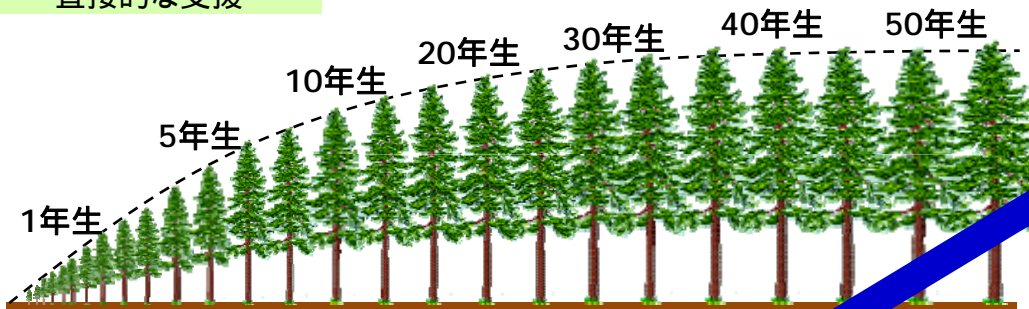
(参考) 森林・林業分野における施業等への支援について

森林・林業政策では、森林整備事業等により森林所有者が行う造林や間伐等の経費に対して直接的な支援を実施
 「森林管理・環境保全直接支払制度」に関しては、今後、森林・林業再生プランに基づき、幅広く検討

現行制度

- ・保安林制度や森林計画制度により適正な森林施業を担保しつつ、森林整備事業や森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者が行う造林・間伐や施業実施箇所の明確化作業などの地域活動等の経費に対して直接的な支援を実施

森林整備事業等による
直接的な支援



森林整備事業

植栽、下刈、除伐、間伐等の事業に要する経費について、一般的に、**国・都道府県で約7割を助成**

国 約5割	都道府県 約2割	所有者負担 約3割
----------	-------------	--------------

約7割を助成



森林は育成に長期間を要し、必要な経費は間断的に発生
 予算が単年度主義であることから、個々の行為に着目して経費を助成

このほか、

森林整備地域活動支援交付金

施業実施箇所の明確化作業
 などの地域活動を支援



5千円/ha ~
 2.4万円/haの
 支援

「森林・林業再生プラン」(21年12月)における記述

- ・森林所有者等に対する、適切な森林経営の義務づけと間伐等の森林整備を実施する上でのサポートのあり方について一体的に検討

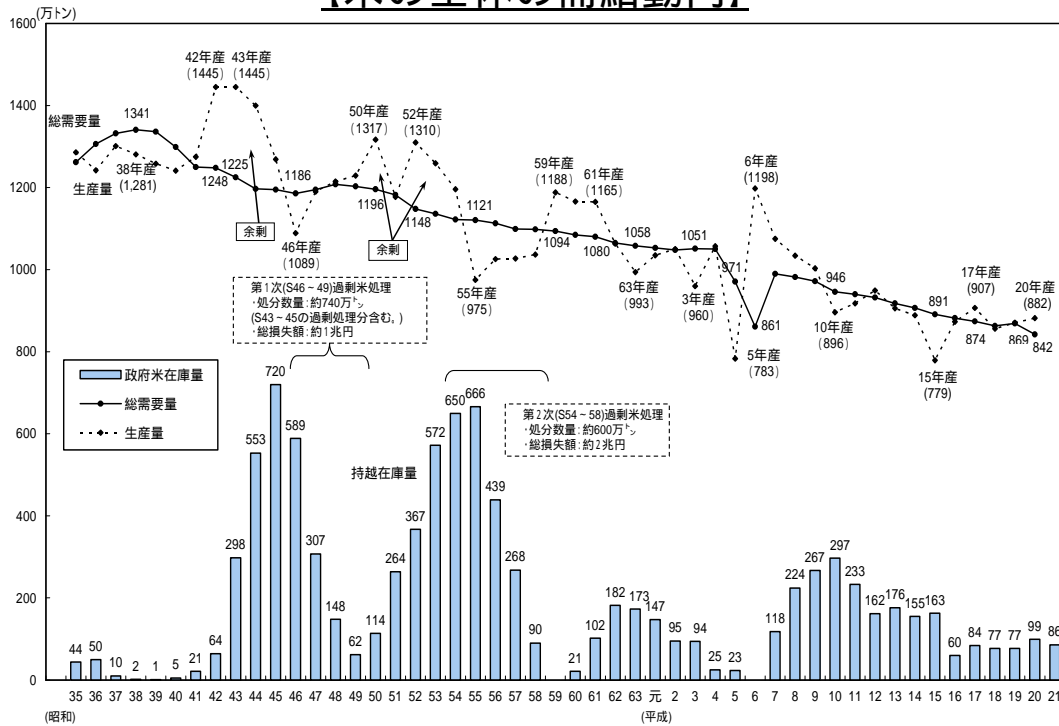
2 米の需給調整について



(1) これまでの米の需給調整に関する課題

国内の主食用米の需要が年々減少し、大幅な需給ギャップが生じている中で、引き続き、需給調整を図ることは必要。しかしながら、これまでの生産調整においては、米について生産調整に参加することに対する明確なメリットがなく、生産調整の参加者と非参加者との間で不公平感がある中で、依然として取組が円滑に進んでいない実態(平成21年産で4.9万haの過剰作付)にあり、農村に閉塞感をもたらしてきた。

【米の全体の需給動向】



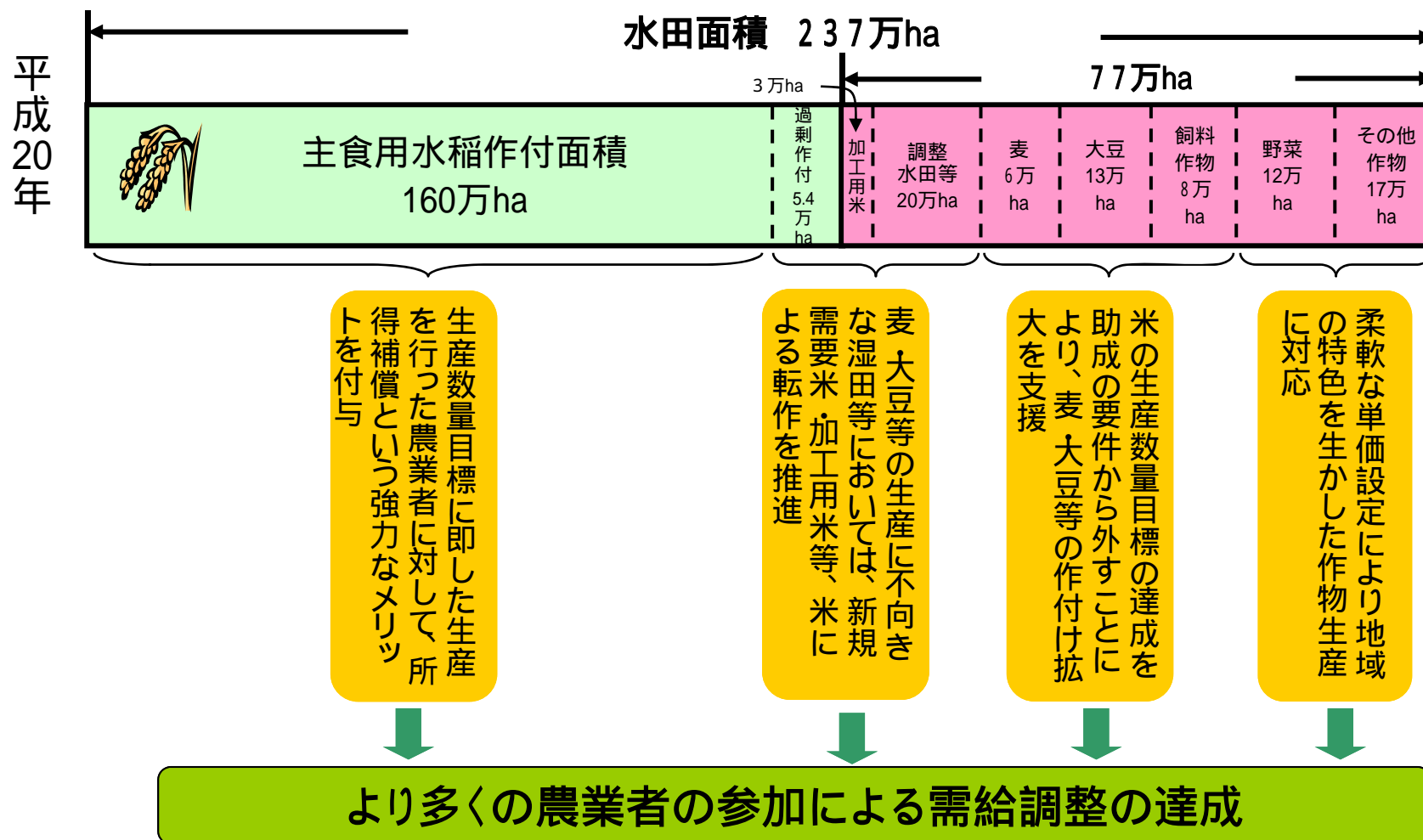
【需給調整の取組状況】

年産	生産数量目標	実生産量	②-①	①を面積換算したものを③	実作付面積	④-③	実作付面積が生産数量目標の面積換算値を上回る府県	作況
	千トン	千トン	千トン	千ha	千ha	千ha	府県	
16	8,574.4	8,598.8	24.4	1,633.2	1,658.4	25.2	21	98
17	8,510.4	8,933.3	422.9	1,614.9	1,652.3	37.4	22	101
18	8,331.0	8,397.4	66.4	1,574.9	1,642.9	68.1	27	96
19	8,284.8	8,542.2	257.4	1,566.1	1,636.9	70.7	31	99
20	8,149.7	8,658.0	508.3	1,542.1	1,596.3	54.2	20	102
21	8,150.0	8,311.0	161.0	1,542.8	1,592.0	49.1	18	98

注1: ①は都道府県間調整や消費純増策(～H19)による補正を行った後の数値。
 注2: ②は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米・新規需要米等の取組数量を控除したものである。
 注3: ④は、統計部公表の水稲作付面積から、加工用米・新規需要米等の取組計画認定面積を控除したものである。

(2) 戸別所得補償制度における需給調整の基本的な考え方

今回の戸別所得補償制度の下では、
 米戸別所得補償モデル事業において、米の生産数量目標に即した生産を行った農業者を対象として米の所得を補償するという強力なメリットを付与
 水田利活用自給力向上事業において、米の需給調整に全面的に参加しなくても、麦・大豆などの生産に対して助成することにより、より多くの農業者が需給調整に参画することを期待。

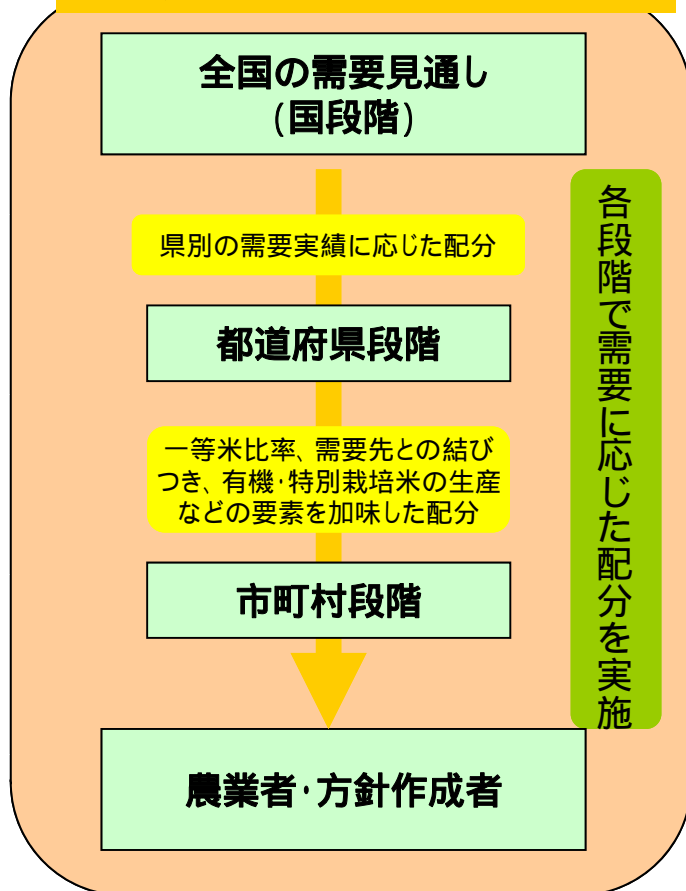


(3) 今後の生産数量目標の設定について

米戸別所得補償モデル事業は、初めて米の生産を直接的に支援するものであり、これまで以上に国民(消費者)が求める米が生産されるよう誘導する必要。このため、引き続き過去の需要実績等を基に生産数量目標を配分することにより、需要に応じた生産を推進。

また、本事業は、米の所得を補償するという強力なメリットを付与することにより、米の需給調整を達成していこうとするもの。このため、できるだけ多くの農業者が需給調整に参加するよう、需給調整に伴う強制感を払拭することとし、22年産以降、ペナルティ的措置を廃止。

【生産数量目標の配分ルート】



これまでのペナルティ的措置

生産数量目標の設定における未達成県へのペナルティ

生産数量目標の配分にあたって、生産数量目標をオーバーした場合に、前年の過剰作付分を目標から控除する等の事後的な調整・ペナルティ的措置を実施

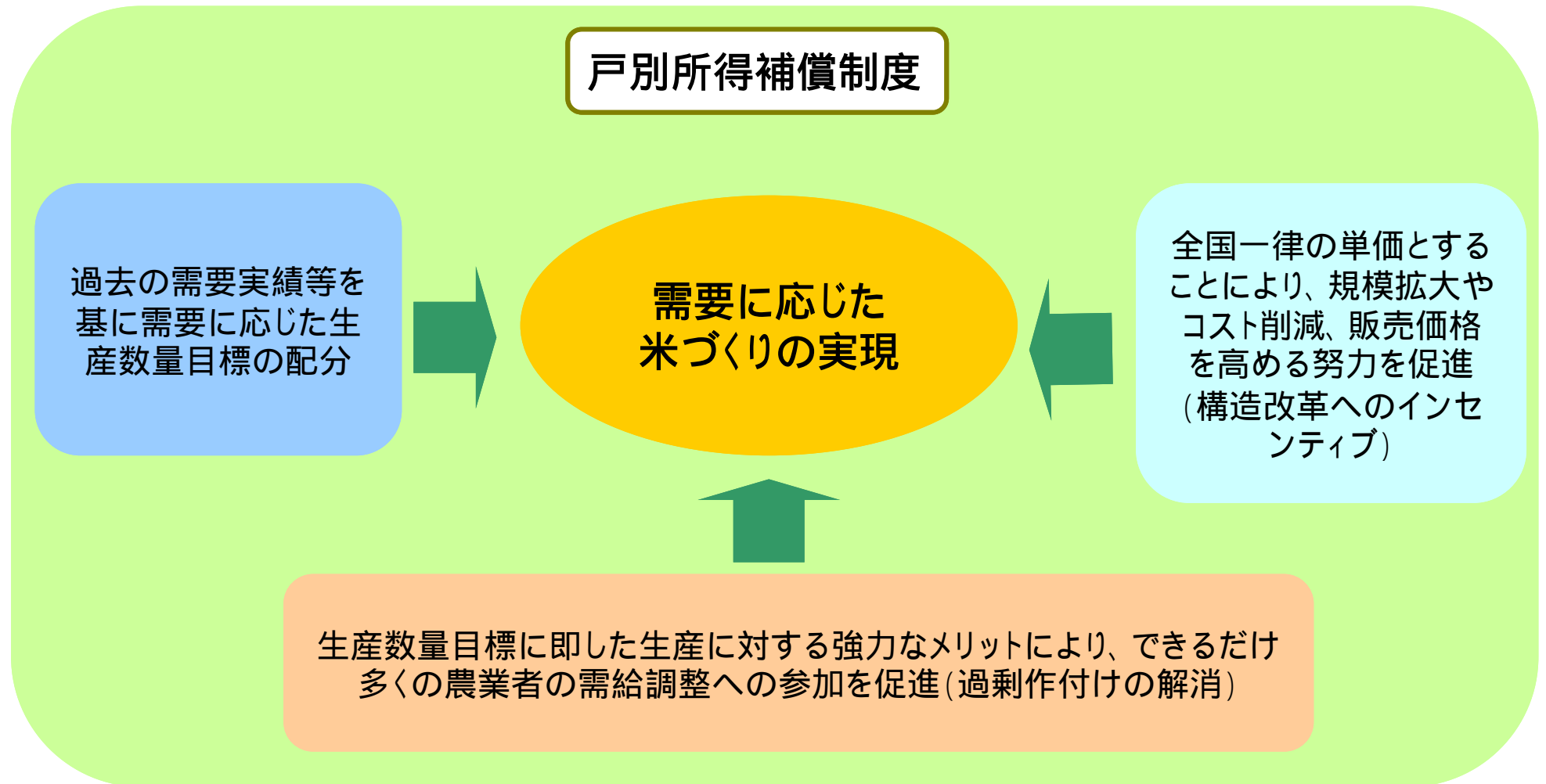
米関連補助事業の優先採択措置

生産数量目標に即して生産した地域に対する、米関連補助事業の採択・予算配分に関する優先採択措置

ペナルティ的措置
を廃止
(22年産以降)

(4) 戸別所得補償制度の下での需要に応じた生産の実現

今後は、戸別所得補償制度の下で需給調整を着実に達成しつつ、需要に応じた米づくりを推進。



参考：22年産米の都道府県別の生産数量目標

	21年産米の 生産数量目標		22年産米の 生産数量目標		前年産との差	
	面積換算値		面積換算値		トン	増減率 %
	トン	ha	トン	ha		
北海道	605,720	113,430	604,510	112,990	▲ 1,210	▲ 0.2
青森	266,780	46,000	267,300	46,090	520	0.2
岩手	295,830	55,500	295,240	55,390	▲ 590	▲ 0.2
宮城	382,980	72,260	382,210	72,120	▲ 770	▲ 0.2
秋田	467,160	81,530	461,870	80,610	▲ 5,290	▲ 1.1
山形	381,930	64,300	381,170	64,170	▲ 760	▲ 0.2
福島	365,000	67,970	365,020	67,970	20	0.0
茨城	355,040	68,280	355,390	68,340	350	0.1
栃木	321,240	59,600	321,790	59,700	550	0.2
群馬	83,160	16,830	83,250	16,850	90	0.1
埼玉	161,140	32,550	161,280	32,710	140	0.1
千葉	262,030	49,350	262,150	49,180	120	0.0
東京	930	230	930	230	0	0.0
神奈川	14,930	3,070	14,940	3,060	10	0.1
新潟	570,000	105,750	557,830	103,490	▲ 12,170	▲ 2.1
富山	207,140	38,720	206,730	38,640	▲ 410	▲ 0.2
石川	132,700	25,670	132,430	25,520	▲ 270	▲ 0.2
福井	136,330	26,370	136,060	26,320	▲ 270	▲ 0.2
山梨	28,620	5,230	28,750	5,260	130	0.5
長野	206,840	33,200	205,900	33,050	▲ 940	▲ 0.5
岐阜	121,770	24,950	122,770	25,160	1,000	0.8
静岡	87,310	16,690	87,390	16,770	80	0.1
愛知	144,140	28,430	144,250	28,450	110	0.1
三重	150,020	30,000	150,260	30,050	240	0.2

	21年産米の 生産数量目標		22年産米の 生産数量目標		前年産との差	
	面積換算値		面積換算値		トン	増減率 %
	トン	ha	トン	ha		
滋賀	174,810	33,750	174,460	33,680	▲ 350	▲ 0.2
京都	80,880	15,830	80,720	15,800	▲ 160	▲ 0.2
大阪	27,970	5,670	28,000	5,680	30	0.1
兵庫	193,400	38,370	193,010	38,300	▲ 390	▲ 0.2
奈良	43,570	8,490	43,630	8,500	60	0.1
和歌山	36,830	7,470	37,130	7,530	300	0.8
鳥取	72,510	14,030	72,360	14,080	▲ 150	▲ 0.2
島根	98,050	19,260	98,000	19,250	▲ 50	▲ 0.1
岡山	167,000	31,750	167,230	31,790	230	0.1
広島	138,370	26,460	138,090	26,400	▲ 280	▲ 0.2
山口	121,870	24,180	121,630	24,130	▲ 240	▲ 0.2
徳島	60,840	12,840	60,880	12,840	40	0.1
香川	76,640	15,360	76,490	15,330	▲ 150	▲ 0.2
愛媛	79,840	16,030	79,680	16,000	▲ 160	▲ 0.2
高知	51,980	11,320	52,070	11,340	90	0.2
福岡	197,260	39,530	197,350	39,550	90	0.0
佐賀	152,530	28,890	152,220	28,880	▲ 310	▲ 0.2
長崎	66,340	14,000	67,120	14,160	780	1.2
熊本	206,460	40,090	207,080	40,210	620	0.3
大分	127,160	25,280	126,910	25,230	▲ 250	▲ 0.2
宮崎	103,150	20,920	102,940	20,880	▲ 210	▲ 0.2
鹿児島	120,600	25,180	120,360	25,130	▲ 240	▲ 0.2
沖縄	3,220	1,040	3,210	1,040	▲ 10	▲ 0.3

注：21年産米の生産数量目標は、都道府県間調整前の数値。